

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（抄）

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 五 （略）

（民法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（略）

（著作権法の一部改正）

第十九条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一号及び第八十八条第一項第一号中「（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。）」を削る。

（著作権法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 前条の規定による改正後の著作権法第七十七条（同法第百四条において準用する場合を含む。）及び第八十八条第一項の規定は、施行日以後の著作権、出版権若しくは著作権隣接権又はこれらの権利を目的とする質権（以下この条において「著作権等」という。）の移転について適用し、施行日前の著作権等の移転については、なお従前の例による。

（略）

（政令への委任）

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。